

令和２年 第３回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示１１０号

令和２年第３回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和２年９月３日

まんのう町長 栗田 隆義

- １．招集日 令和２年９月１５日
- ２．場 所 まんのう町役場議場

令和２年第３回まんのう町議会定例会会議録（第１号）

令和２年９月１５日（火曜日）午前 ９時３０分 開会

出席議員 １６名

１番 鈴木 崇 容	２番 常 包 恵
３番 小山 直 樹	４番 京 兼 愛 子
５番 竹林 昌 秀	６番 川 西 米希子
７番 田 岡 秀 俊	８番 合 田 正 夫
９番 三 好 郁 雄	１０番 白 川 正 樹
１１番 白 川 皆 男	１２番 松 下 一 美
１３番 三 好 勝 利	１４番 大 西 豊
１５番 川 原 茂 行	１６番 大 西 樹

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

１２番 松 下 一 美	１３番 三 好 勝 利
-------------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 長 森 正 志

企画政策課長	松浦正吾	地域振興課長	松下信重
税務課長	池下尚治	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	佐喜正司	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	小縣茂	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	萩岡一志	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	細原敬弘

○大西樹議長 ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回まんのう町議会定例会を開会いたします。

議員の新型コロナ感染で住民に心配をかけた件につきまして、御報告させていただきます。

日頃より町議会の活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、県下でも依然として新型コロナ感染症の罹患者が発生しておりますが、8月に町議会議員のコロナ感染が確認されたことから、議会運営委員会並びに全員協議会を開き、議会としてコロナ感染予防対策等の申合せを決定したところです。

また、当該議員が自宅療養期間を経て、9月の全員協議会に出席したため、今回の一連の経緯について詳細な報告を求め、県外移動は遊興目的ではなかったことや、住民の皆様、事業者の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大な心配と御迷惑をおかけし、大変反省している旨の報告がありました。

全国的に感染拡大が続く中、罹患された方々の一日も早い回復と、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、最前線で国民の健康福祉に貢献していただいている医療関係者の方々に心より敬意を表するとともに、不安な日々を過ごされている皆様方のためにも、一日も早い事態の収束を心よりお祈り申し上げ、報告とさせていただきます。

なお、コロナ感染予防のため、効率的な議会運営に協力をお願いいたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。「秋来ぬと目にはさやかに見えねども風の音にぞおどろかれぬる」。朝夕は随分秋の気配を感じる今日この頃でございます。

本日は、令和2年第3回9月まんのう町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、報告2件、決算認定7件、議案9件及び諮問1件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案9件、また、同法第233条第3項の規定に基づく決算認定案件7件を受理いたしました。

次に、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づく諮問案1件を受理いたしました。

次に、会議規則第14条の規定に基づく議員提出議案1件を受理いたしました。

次に、組合議会関係について、中讃広域行政事務組合、香川県後期高齢者医療広域連合議会、仲多度南部消防組合議会、香川県中部広域競艇事業組合において定例会及び臨時会が開催され、専決処分の承認案件、一般会計補正予算ほかの審議の報告がありました。

次に、監査委員より、令和2年5月から8月分までの例月出納検査の報告、令和元年度分の定期監査、行政監査、決算審査、基金運用状況審査、まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率審査の結果と意見書の提出がそれぞれありました。

次に、町長より、地方自治法第233条第7項に基づく平成30年度まんのう町一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告と、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく令和元年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告がありました。

なお、これら報告のあった書類は、タブレットの今定例会のフォルダにそれぞれ入れておりますので、御覧ください。

以上で、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、大西豊君。

○大西豊議会運営委員長 議会運営委員会の9月定例会運営に関する報告を申し上げます。

9月11日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席の下に、議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、9月定例会の運営について慎重に審議をしました。その結果を御報告します。

それでは、お手元に配付されております議事日程第1号について御説明申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定 本日より 10 月 5 日まで 21 日間といたします。

日程第 4 町政報告

日程第 5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第 6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第 7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第 8 報告第 1 号 平成 30 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告について

日程第 9 認定第 1 号 令和元年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について 総務常任委員会付託

日程第 10 認定第 2 号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第 11 認定第 3 号 令和元年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第 12 認定第 4 号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第 13 認定第 5 号 令和元年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について 建設経済常任委員会付託

日程第 14 認定第 6 号 令和元年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について 建設経済常任委員会付託

日程第 15 認定第 7 号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

認定第 1 号から認定第 7 号までの 7 案件は関連がありますので、一括議題とさせていただきます。

日程第 16 議案第 1 号 まんのう町地域木材利用促進条例の一部改正について 建設経済常任委員会付託

日程第 17 議案第 2 号 まんのう町手数料条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第 18 議案第 3 号 まんのう町農業集落排水処理施設条例の一部改正について 建設経済常任委員会付託

日程第 19 議案第 4 号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について 建設経済常任委員会付託

日程第 20 議案第 5 号 新町建設計画の一部変更について 総務常任委員会付託

日程第 21 議案第 6 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて 即決でお願いします。

日程第 22 議案第 7 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について 即決でお願いします。

日程第２３ 議案第８号 令和２年度まんのう町一般会計補正予算（案）第３号 総務常任委員会付託

日程第２４ 議案第９号 令和２年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第２号 教育民生常任委員会付託

日程第２５ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦について 即決をお願いします。

日程第２６ 発議第１号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

一般質問は９月１６日、１７日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、午前１０時３５分、委員会を閉会しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第２ 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、議長において、１２番、松下一美君、１３番、三好勝利君を指名いたします。

日程第３ 会期の決定

○大西樹議長 日程第３、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から１０月５日までの２１日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は２１日間と決しました。

日程第４ 町政報告

○大西樹議長 日程第４、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、町政報告をさせていただきます。

今年は例年にない長い梅雨となり、うっとうしい日々が続きました。四国地方は平年より１２日遅い７月３０日の梅雨明けとともに気温が３７度近くまで上がる酷暑に見舞われ、マスクが手放せない新たな日常の中、新型コロナウイルス感染症と熱中症、二つの対策を余儀

なくされているところであります。

また、9月に入りましては、台風9号に続き、大型で非常に強い台風10号が沖縄、九州全域を暴風圏に巻き込んで避難指示・勧告の対象が約850万人になるなど、市民生活に大きな影響を与えました。まんのう町におきましては、警報は発令されなかったものの、今後の台風や災害に備えて関係機関との連携により事前情報の把握と早期発信、そして減災、防災に努めてまいります。

次に、令和2年度も半分が過ぎようとしているところでありますが、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が止まらない状況の中、本町でも町民の感染防止対策や本町経済の再生に向けた取組を最優先として、必要な施策を進めているところであります。今後も状況変化を注視しながら、感染拡大防止と地域経済の再生に努めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、国におきましては、7月17日に2020年の経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる「骨太の方針」を閣議決定いたしました。今回の骨太の方針では、新型コロナウイルス感染症への対応に重点を置いた各分野にわたる政策を打ち出しております。

第1章は、感染症の下での危機克服と新しい未来に向けた取組であります。日本の経済は感染症拡大の影響により極めて厳しい状況であると同時に、行政分野におけるデジタル化、オンライン化の遅れ、非正規雇用者や中小・小規模事業者等の苦境などの課題への取組の遅れが浮き彫りになったとして、これらの問題や課題を解決し、ポストコロナ時代の新しい未来を築き、「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現を目指すとしています。

第2章は、国民の生命、生活、雇用、事業を守り抜く取組づくりであります。感染症拡大への対応とともに、経済活動を段階的に引き上げるウィズコロナの経済戦略として、医療提供体制の強化、雇用維持と生活の下支え、事業継続と金融システムの安定維持、消費など国内需要への喚起の四つの戦略を進めるとともに、激甚化、頻発化する災害への対応として防災・減災・国土強靱化にも取り組んでいくとしています。

第3章は、新たな日常の実現であります。ポストコロナ時代を見据えてデジタル化への集中投資、実装とその環境整備、東京一極集中から多核連携型の国づくりと地域の躍動につながる産業、社会の活性化、社会変革の推進力となる人材の育成と無形資産への投資、国民が誰も取り残されない包摂的な社会の実現、新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現の五つの変革を一気に進め、新たな日常の実現を目指すとしています。

また、感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革につきましては、休業者や離職者をはじめ、国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻らない決意を持って経済財政運営を行うとしております。このような、国の動きや施策を今後も注視し、県との連携も密にしながら町政を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、6月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。

まず、当町の財政状況について御報告します。

本日より開催の9月定例議会において令和元年度決算認定をお願いいたしておりますが、一般会計の決算状況は実質収支が3億8,108万4,000円の黒字となりました。単年度収支は1億546万7,000円の赤字となりましたが、実質単年度収支につきましては1億6,272万円の黒字となり、プライマリー・バランスが保たれております。

また、財政の健全化を示す各指標については、経常収支比率が長期償還元金や物件費などの経常的経費の増加により、前年度に比べて1.7ポイント上昇、実質公債費比率は元利償還金の増加によって0.7ポイント上昇し、7.9%となりました。公債費負担比率については、長期債の元利償還金の増加により、前年度に比べて1.0ポイント上昇し、18.2%となりました。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。

本町におきましては、これまで感染予防対策として広報、町ホームページ、告知放送などを活用した広報、生活支援、こども園や小中学校生活への支援、子育て世代への支援、事業者支援、災害用備蓄品の購入など、国の地方創生臨時交付金や財政調整基金を活用しながら国の事業や町独自の支援を講じてまいりました。

主な国の事業といたしましては、一人当たり10万円の特別定額給付金事業ですが、期限の8月25日で7,516世帯からの申請により18億3,800万円を支給しました。

また、町独自の一つとして、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減っている町民の皆様や売上げが激減している事業者へ、生活安定と町内消費の喚起による町内事業者への支援を行うため、プレミアム30%付の商品券発行事業を行っており、8月29日から31日にかけて商品券の引換えが行われ、1億5,799万円分、プレミアムの3割上乘せし、実質2億538万7,000円を販売いたしました。使用期限は翌年の1月末までの5か月間となっておりますので、早めに使用していただきますようお願いいたします。

こうした施策を進める中、5月25日に特措法に基づく緊急事態宣言が解除となり、経済再生への機運が高まる中で人の動きも活発化し、7月以降、全国的に感染者が急増し始め、現状では連日500人前後の新規感染者が報道されております。

感染者が出ていなかった本町でも8月5日に初めて感染が確認されたところであり、感染拡大防止の啓発と対策に努めながら、新たな感染者が出ないようにするとともに、厳しい経済状況にも対応していかなければならないと考えております。

そこで、これまでも国の支援対策を踏まえ、本町の独自支援策を展開してまいりましたが、今定例会におきましても、必要な対策を見極めつつ、新たな支援策に関する補正予算を上程させていただきます。

具体的に申し上げますと、主な第2次の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業といたしましては、小学校6校の体育館にLPガス式の空調設備導入事業、20%以上売上げが減少している事業者等に対して30万円の給付金を支給する町独自の持続化給付金事業、18歳までの子供に1人3万円を支給する子育て応援給付金事業、心身障害者の

方に1人2万円を支給する心身障害者福祉年金特別給付事業、4月28日以降に生まれた子供に1人10万円を支給する出産祝い臨時給付金事業などであります。

そのほか、町以外の奨学金をもらっている大学生に1人5万円を支給する事業、オンライン授業実現のための設備整備など、国の臨時交付金と財政調整基金を活用した事業を上程いたしております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ収束が見えない状況でありますので、今後も感染状況等に注視し、必要な支援を講じてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、各課所管に基づく町政報告でございます。

香川県の7月末の人口は45年ぶりに95万台を割り込みました。まんのう町におきましても、7月末現在の世帯数は7,547世帯で、昨年同期に比べまして68世帯の増となったものの、人口は1万8,382人であり、158人の減となっております。

また、65歳以上の高齢者は13人増の6,757人で、高齢化率は36.4%から36.79%に微増となっております。高齢者世帯や独居世帯を含めた核家族化が引き続き進展している状況でございます。

次に、交通関連ですが、本年度におきましても、香川県内で交通死亡事故が多発いたしております。8月末現在で人口10万人当たりの死者数は全国ワースト1位で、香川県としても緊急事態宣言を発令し、新型コロナウイルス感染症対策と併せて喫緊の課題として取り組んでいます。まんのう町としても警察など各関係機関と連携し、事故抑止に向けた取組を強化いたします。

次に、男女共同参画推進事業では、毎年、男女共同参画週間に活躍している女性を招聘し、講演会を実施していますが、今年は6月27日に香川大学特命講師兼男女共同参画推進室コーディネーター、村上弥生先生を講師に、「転換期におけるダイバーシティ」をテーマに講演を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止をすることになりました。

次に、自治会関係ですが、開催を延期しておりました町政懇談会につきましては、6月の役員会において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催中止が決定されました。

次に、農業関係では、まんのう町が取り組んでおりますひまわりプロジェクトに関しては、今年度は約17ヘクタールの農地に作付が行われました。作付補助に関しましては、6月下旬にひまわり振興協議会で適切に管理ができているか確認を行い、管理不十分な栽培者に対しては管理指導を行いました。今年度は7月上旬の長雨等の影響を受け、当初の計画よりヒマワリの種子の収穫量が落ちると予測されますが、品質に関しては問題なく、良質の種子が収穫できるものと思われれます。

次に、ヒマワリ関係ですが、今年は長雨が続き、梅雨明けも平年より12日遅く、ヒマワリの成長を心配していましたが、その後は晴天に恵まれ、7月5日には農地一面が黄色に染められ、町内外から多くの方が鑑賞されていきました。しかしながら、今年度は新型

コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、7月5日に予定しておりましたひまわりまつりは中止することになりました。

ひまわりオイルの販売につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、不要不急の移動自粛等による影響で販売が伸び悩んでおりますが、お中元のセット販売やJA香川県等の企業がキャンペーンのプレゼントとして購入していただき、新たな販路もできました。

また、新たなヒマワリ関連商品として、ひまわり牛に続いてひまわり焼酎が完成いたしました。商品名は平仮名で「みちる」と称し、まんのう町で暮らす人たちがまんのう町へ訪れる人たちが笑顔で満ちるようにとの思いから「みちる」と命名いたしました。ひまわり焼酎「みちる」をお飲みいただき、笑顔で暮らしていただきたいと思います。

次に、「日本で最も美しい村」連合への加盟を検討しており、本連合の目的は、一つ、自らの地域に誇りを持ち、将来にわたって美しい地域づくりを行うこと。二つ目、住民によるまちづくり活動を展開することで地域の活性化を図り、地域の自立を推進すること。3番目、生活の営みによりつくられてきた景観や環境を守り、これらを活用することで観光付加価値を高め、地域資源の保護と地域経済の発展に寄与することを目的に活動をしています。

本連合に加盟することで、新たな地域資源の発見や自らの地域を美しい町として自覚させ、自立的な地域づくりへの努力を促すことができることや、共通の課題を持つ町村が取り組んできた最善策を学び合うことができます。また、町の特産品や観光を国内外に広くPRすることができますことから、「日本で最も美しい村」連合への加盟に向けて進めてまいります。

次に、満濃池周遊路につきましては、満濃池の南側を通行できるよう7月末に工事着手し、12月末には満濃池を一周できる道路がつながるよう工事を進めていますが、供用開始するには現道の整備や案内板の設置が必要でありますので、早期完成に向けて順次計画を進めてまいります。

次に、健康増進関係事業では、感染症拡大防止のため、集団による健康診断は中止し、国民健康保険と後期高齢者医療保険の被保険者の方々には、町指定の医療機関での受診をお願いいたしております。集団健診を予定されていた方に例年どおり無料で受診していただくため、本年度の医療機関受診料の助成を予定いたしております。

また、がん検診につきましては、今後の感染状況を見極めながら、集団の検診も進めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

また、予防接種事業では、10月1日からインフルエンザワクチンの接種が始まります。本年度は香川県がインフルエンザワクチンと成人用肺炎球菌ワクチンの接種費用一部助成を予定しておりますので、町といたしましても、関係機関と調整し、実施方法が固まり次第、お知らせをいたします。

同時に、新たに定期接種化されましたロタウイルスワクチンの接種事業も始まりますが、

対象となるお子さんがいる御家庭には個別に案内をいたしますので、10月1日以降に接種くださいますようお願いいたします。

次に、教育関係ですが、小中学校がコロナ禍により5月末まで臨時休業となったことに伴いまして、学習の遅れを取り戻すための授業数の確保が必要でありました。このため、週に2日、7時間授業を実施し、学校行事の見直しを行い、運動会を中止としました。

また、例年7月21日から8月31日までであった夏休みを8月1日から19日までに短縮しました。以上のような措置の結果、この遅れを取り戻すこととなり、小学校においても、2学期末までには取り戻すことができる見通しとなりました。

また、修学旅行に関しましては、中学校では恒例となっておりました沖縄での平和学習は、行き先を変更するとともに延期をし、実施時期につきましても検討をいたしております。

小学校につきましても、行き先を京阪神から山陰などに変更を検討しており、実施時期についても、学校により11月下旬から12月中の実施を検討いたしております。

いずれにいたしましても、子供たちが楽しみにしている修学旅行でありますので、実施したいとは考えておりますが、10月中頃には実施形態及び実施の可否についての方向性を決定したいと考えております。

国際交流の一環としては、例年夏休みに実施しております中学生海外派遣についても、本年度は中止といたしました。来年度は参加者人数を例年の2倍に拡大して実施したいと考えております。

次に、中学生の部活動につきましては、例年、ほとんどの競技において優勝または準優勝の成績を修めております郡市の総合体育大会が中止となりました。その代替えとして仲多度善通寺校長会が開催をいたしました仲多度善通寺市中学校交流大会において、剣道部は男子、女子ともに団体戦で優勝し、個人戦でも男女ともに優勝、準優勝を勝ち取りました。

バレーボール部も男女ともに優勝、卓球部も男女ともに団体優勝するとともに、個人戦では、男子で準優勝と3位、女子では3位となりました。ソフトテニス部は女子が団体優勝し、サッカー部とバスケットボール部の男子が準優勝しました。また、なぎなた部は、香川県なぎなた交流大会において、基本の部、準優勝、創作演技の部で3位となりました。今年度は香川県大会、四国大会、全国大会も全て中止となりましたが、もし開催をされていたなら、満濃中学校の生徒たちは例年同様大きな活躍をしていたと思っております。

次に、学校施設関係では、町内で5部屋残っておりました満濃南小学校と長炭小学校の特別教室のエアコンの設置につきましては、8月中旬に設置が完了したところでございます。これにより、町内の小中学校の教室には全てエアコンが設置され、最近の猛暑対策とコロナ対策を両立させながらの運用が可能となりました。

また、高篠小学校と満濃南小学校のトイレ洋式化などの改修工事につきましては、7月31日に入札を行い、今月末までには完成する予定でございます。

高篠小学校の放課後児童クラブ施設につきましては、7月13日に入札を行い、2月末の竣工を目指して、現在、基礎工事が行われているところでございます。

また、琴南小学校の大規模修繕に関しましては、8月19日の入札を経て設計業務に取りかかっており、11月中には設計書が完成することになっております。

一方、満濃南こども園の建設用地につきましては、造成工事が今年度末までには竣工するよう鋭意進めておるところでございます。

次に、生涯学習関係につきましては、毎年、地域の方々が大勢参加し、盛大に開催される公民館まつりにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全地域で中止が決定とされました。来年2月に開催予定でありました森のコンサートと楽しい音楽会につきましても、同様に中止となっております。

また、20歳の門出を祝う成人式につきましては、来年1月10日を予定しておりますが、開催方法については検討しているところでございます。

次に、生涯学習施設関係につきましては、6月に着工した高篠公民館の改修工事は基礎工事が完了し、鉄骨建方に入っております。来年3月の完了に向けて工事を進めております。

また、文化財関係につきましては、昨年10月に国の名勝に指定された満濃池の保存活用計画を策定するため、8月に満濃池保存活用計画策定委員会を設置しました。今後、委員会において名勝満濃池の価値を保存し、次世代へ確実に伝えていくための管理の方法や満濃池の魅力を生かした活用方法等を検討し、その基本方針を定めた保存活用計画を策定してまいります。

次に、仲南地区の伝統行事であります仲南地区町民バレーボール大会につきましては、今年で第59回目を迎える予定でありましたが、新型コロナウイルス感染防止対策が十分に取りれないことから、中止を余儀なくされております。これまで台風など荒天での中止はありましたが、このような形で中止は非常に残念なことであります。

以上、簡単ではございますが、6月定例議会以降の町政の一端を御報告いたしました。

なお、各課の町政報告につきましては、お手元に御配付させていただいておりますので、お目通しをお願いしたと思います。以上でございます。

○大西樹議長 町政報告を終わります。

日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題とします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、川西米希子君。

○川西米希子教育民生常任委員長 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月7日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員5人全員出席し、議長同席の下、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員出席により、教育民生常

任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

まず初めに、福祉保健課より、各種行事、各種医療費・手当等の支給状況、国保・後期高齢者医療費の状況、介護保険事業の状況などについて報告を受けました。

給付金については、現在、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給に向けて事務を行っている。支給対象者に対して1世帯5万円を1回に限り支給する。ただし、第2子以降は1人につき3万円を加算して支給する。追加給付として、支給対象者のうち新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している、または失業中であるなどの申出があった人に対しては5万円を1回に限り支給する。なお、申請期限は令和3年2月26日までとなっているため、今後とも周知に努めたいとの報告がありました。

また、子育て世帯臨時特別給付金の一般支給対象者のうち、未支給は1件となっている。今後とも支給に努めていきたい。

また、その他として、子育て応援給付金事業、出産祝い臨時給付金事業、心身障がい者福祉年金特別給付金事業について、9月議会での予算化に当たり説明がありました。

委員より、民生委員児童委員の全体会を中止したとのことだが、影響は出ていないのかとの質疑があり、執行部より、書類でのやり取り、書類の配布もしており、大きな問題は発生していない。12月に全体会を行う予定であるため、様々なことはそこで決定していきたいとの答弁がありました。

委員より、心身障害者への支給は大人にも行うのかとの質疑があり、執行部より、手帳を持っていれば全員が対象となる。心身障害者手帳と療育手帳の二つがあるときは重複はできないとの答弁がありました。

次に、琴南支所より、本年4月から7月までの内科診療所の診療状況、歯科診療所の診療状況について、内科・歯科診療所ともに診療件数は減少傾向にあり、この大きな要因は新型コロナウイルスの関係で受診を控えたことにあると考えているとの報告がありました。

委員より、造田内科診療所の国保の診療報酬が前年度より上がっているのはなぜかとの質疑があり、執行部より、診療内容によって上がっていると思うとの答弁がありました。

委員より、医療従事者への給付は何が基準かとの質疑があり、執行部より、慰労金支給対象者の基準については三つある。県が役割を設定した医療機関に勤務し、実際に新型コロナウイルス感染症患者の診療等を行った医療従事者や職員には20万円、県が設定した医療機関ではあるが、実際には新型コロナウイルス感染症患者の受入れがなかった医療機関の医療従事者や職員に対しては10万円、その他病院、診療所等に勤務する医療従事者や職員には5万円が支給されるとの答弁がありました。

次に、住民生活課より、主要行事、人口・世帯数、高齢化率、住民異動届受付件数、戸籍・住民票等の発行状況、ごみ収集の状況、火葬事業、太陽光設備補助金等の状況、合併浄化槽設置整備事業などについて報告がありました。

委員より、国によって交通ルールは違うと思うが、転入受付時に交通ルールの説明はし

ているのか。外国人転入者の自転車のマナーができていないと思うとの質疑があり、執行部より、特に交通ルールについての説明はしていない。琴平警察署管内の会合で、外国人従業員を雇う事業者向けに交通ルールを周知してはどうかという協議はあった。行政としてできることを考えたいとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、母子手帳等交付実績、各種行事、中讃圏域健康生きがい中核事業実績、温泉バス利用実績、子育て支援サービス事業実績、がん検診等について報告がありました。乳幼児健診については5月20日より再開をしている。一日人間ドックは例年より1か月遅れて開始している。本年度より胃カメラによる胃がん検診を国の指針に沿って2年に1回に変更する。胃がん検診は毎年受診を希望者する人が増えているため、より安全で持続可能なものとするための変更であるとの説明がありました。

委員より、未楽来運動教室についてだが、健康増進課と生涯学習課と公民館との間で意思の疎通や連絡ができておらず、住民への周知も十分でなかったため、利用できると思って出向いて行った人が利用できなかったことは知っていたかとの質疑があり、執行部より、行き違いがあったことは聞いている。連絡の連携ができていなかった。今後このようなことがないようにしたいとの答弁がありました。

委員より、コロナ禍の中で健康維持のため運動もしたいと希望する住民の人もたくさんいるので、施設を利用できるかできないかの情報はしっかりと伝えてあげてほしいとの意見がありました。

委員より、今年は集団健診が実施されないが、病院への予約は必要か。健診を受けるにはどのようにすればよいのかとの質疑があり、執行部より、特定健康診査、後期高齢者の健康診査、若年健康診査などの集団健診は人数制限を行い、予約制として9月から実施をすることとしていたが、今年は中止とした。個別の医療機関での後期高齢者の健診は7月から、また、国保の方の特定健診は8月から令和3年1月末まで実施をする。受診券や問診票については特定健診の対象者には7月に送付、後期高齢者の対象者には6月に送付している。このような状況なので、指定医療機関に予約をした上で、送付した書類のセットを持って受診をしてもらいたいとの答弁がありました。

委員より、温泉送迎バスにおける新型コロナウイルス対策はどのように行っているのかとの質疑があり、執行部より、温泉送迎バスはシルバーに運行委託している。乗り口に消毒液を用意し、手指消毒を行う。席を空けて座るように運転手に声をかけてもらうようにしている。また、バスの中に3密を避けるなどの掲示物を貼付して啓発している。また、マスクの着用等、感染防止対策について再度シルバーにお願いをし、同様の送迎バスがある仲南支所とも連携し、検討するとの答弁がありました。

最後に、執行部より、香川県が令和2年度限定で、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぎ、罹患者を減少させるために、インフルエンザと高齢者肺炎球菌の予防接種の費用を助成することとしている。本町では既に生後6か月から18歳までの任意のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成しているが、今回の県の助成では13

歳から１８歳までは対象外となる。そのため、町が１３歳から１８歳までの接種費用をさらに助成するよう考えているとの話がありました。

次に、学校教育課より、本年６月から８月までの行事報告、令和２年９月１日現在の町内児童・生徒・園児数の報告、満濃南こども園等について報告がありました。

小中学校の修学旅行については、中学校の行き先が沖縄で、４月から９月に延期をしていたが、沖縄は中止とした。小学校の行き先は例年どおり関西方面だが、現在のところ、１１月中旬から１２月に計画をしている。小学校、中学校ともに修学旅行を実施するかしないかを含め、１０月初旬に決定したいと考えているとの説明がありました。

委員より、今年は運動会を実施しないのかとの質疑があり、執行部より、運動会については小中学校とも中止となったとの答弁がありました。

委員より、岡山県では小中学校の修学旅行を県内で実施するとテレビで報道していた。沖縄が中止でも四国内で行う考えはあるのかとの質疑があり、執行部より、そういった情報は県内でもいろいろある。中止と決定した市町もあるが、まんのう町はできるだけ子供たちにそういった経験をさせたい思いがある。日帰り、四国内も含めて、方針として今後検討したいと考えているとの答弁がありました。

委員より、学校におけるネットワーク構築においては、文科省がＩＣＴ活用教育アドバイザーの活用を進めている。ＩＣＴ活用教育アドバイザー事務局に資料を検証してもらったところ、２，５００万円の削減ができたとの事例もあるが、まんのう町としてはアドバイザーの活用についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部より、ＩＣＴアドバイザーにはいろいろなアドバイザーがいる。現在、ＧＩＧＡスクール構想の構築については、ＰＦＩ事業で専門業者が入っているため、そちらの意見も聞きながら進めている。ソフト面についても、ＰＦＩ事業でベネッセからＩＣＴ支援員を各小中学校に派遣している。その支援員から各学校でのオンライン授業等のソフト面についてアドバイスをいただきながら進めているとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より、本年５月から７月までの主要行事報告、町立図書館、スポーツセンターまんのう、天文台、民具展示室の利用状況、高篠公民館工事契約状況の報告、また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、大きな行事である秋の公民館祭りが全て中止。森のコンサートも中止とする。成人式は規模を縮小し、簡素化して令和３年１月１０日に開催予定であるとの報告がありました。

委員より、成人式を１月１日から３日のお正月に開催してほしい。県外の学生が短期間に２回も行き来するのは大変であるとの声があるが、検討はできないのかとの質疑があり、執行部より、もともと合併をしたときは夏に実施をしていたが、冬に移行した際に、成人式の前後で日にちを決定したと思う。そのときの協議でもお正月を含め検討したと思うが、いま一度確認し、再度検討したいとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、午前１１時２０分に委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で１０時４５分までとします。

休憩 午前１０時３０分

再開 午前１０時４５分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第６ 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大西樹議長 日程第６、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る９月３日、午前９時３０分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長同席し、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席の下、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他であります。

初めに、地籍調査課より、令和２年度調査地区と平成３０年度調査地区香川県知事認証の調査後筆数や面積、また、調査地区地元説明会の開催状況等の報告がありました。

次に、農林課より、農業委員会定例会等の開催状況、農林振興関係の行事報告、農業委員会関係で審議件数等の報告がありました。

また、箱わな・電気止め刺し器購入費の補助金、高収益作物次期作支援交付金、まんのう町農業委員並びに農地利用最適化推進委員の選任等について説明がありました。

委員より、箱わな購入費補助金の上限で年間３器までとあるが、例えば３年間同一の自治会や捕獲者が申請する場合、箱わなの数は９器まで対象となるかとの質疑があり、執行部より、補助の条件として自治会長またはまんのう町有害鳥獣捕獲許可を受けた者が対象となる。毎年３器以上購入した場合は、３年間では９器が補助対象となるとの答弁がありました。

委員より、個人所有の農地で除草作業をせずに放置した耕作放棄地が毎年増え、隣接する土地の所有者が迷惑しているが、農業委員会として何か対策を考えているか。また、農業委員や農地利用最適化推進委員は荒れた農地の所有者にどのような指導をしているのかとの質疑があり、執行部より、農業委員会の耕作放棄地対策の取組として、隣接地の荒廃がひどいといった苦情内容の連絡があった場合、地元の最適化推進委員に連絡を取る。耕

作放棄地の所有者が町内でいる場合、直接会って、草刈り等の指導を推進委員が行っているが、多くの耕作放棄地の所有者は町外のため、直接電話で連絡し、草刈りの依頼をする。電話で連絡が取れない場合、指導文書で通知している。また、町で草を刈ってほしいとの連絡もあるが、私有地であるため勝手に刈ることはできないとの答弁がありました。

委員より、耕地面積が2,580ヘクタールで管理機構の専門員が1名では十分な活動ができないと思うが、適正な人数なのかとの意見があり、執行部より、以前より県へ1名増員の要望をしているが、2名の配備はできていない。今後も県へ要望を続けていくとの答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係の進捗状況、主なため池の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業関係などの報告がありました。また、まんのう町営住宅建替事業等に伴う移転補償に関する要綱について説明がありました。

委員より、マルナカ付近の丸亀三好線舗装工事が完成しているが、なぜ使用させないのかとの質疑があり、執行部より、正式開通させるには県の検査を受け、許可を得る必要がある。秋には通行できるよう県へ要望しているとの答弁がありました。

委員より、町営住宅建替事業等に伴う移転補償の額を出した根拠は何かとの質疑があり、執行部より、要綱をつくるに当たって近隣の市町や県の設定金額の根拠を確認したが、様々であった。そこで、何を根拠とするか考えた結果、用地買収する際、物件補償の根拠となる物件移転標準書の定めた補償金額を参考に近隣市町の金額と調整し、検討した金額であるとの答弁がありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊の各隊員の活動状況、ひまわり推進事業では、ひまわりオイルの製造と販売を分離し、販売については香南食糧株式会社にて行い、製造については新たな組織で行うよう検討しているとの報告がありました。

また、若者住宅取得補助金の交付状況、ふるさと納税の推移について報告がありました。

また、ことなみ未来会議事業では、旧琴南中学校施設改修工事は9月末頃に発注予定との説明がありました。

商工事業で、商品券プレミアム30%付の発行事業では、申込人数が8,157名、申込額が1億6,015万円、販売額が1億5,799万円で、申込率は44.4%の申込みであったとの報告がありました。

観光事業では、「日本で最も美しい村」連合に加入申請予定であること、企業誘致関係では、農村地域への産業の導入に関する実施計画書を作成していくとの説明がありました。

委員より、住宅用地について、まんのう町に移住したいので宅地を分けてほしいといった要望は入っていないのかとの質疑があり、執行部より、移住希望の方には空き家等の御案内をしているが、宅地の要望は聞いていないとの答弁があり、委員より、今後、移住希望のニーズを掌握してはどうか。また、5件分から10件分といった小規模の宅地開発であればリスクも少ないので、検討してはどうかとの意見がありました。

また、委員より、プレミアム商品券の売上げが伸びなかった原因は何かとの質疑があり、執行部より、プレミアム商品券の販売を知らない方、また、使い方が分からない方、引換えが面倒等の意見があったことから、周知不足等が原因であったと考えるとの答弁がありました。

委員より、今回の商品券の周知方法等について検証を行い、今後の事業実施を再度検討してほしいとの意見がありました。

以上、所管事務調査を行い、正午に委員会を閉会いたしました。

これで、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○大西樹議長 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題とします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、三好郁雄君。

○三好郁雄総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る9月8日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部より、町長、副町長、所管課長出席により総務常任委員会を開催いたしました。

議題につきましては、所管事務調査、その他であります。

町長挨拶の後、琴南総合センター新築工事の建設現場の調査を行い、その後、各課より報告を受けました。

初めに、総務課より、5月から8月までの事業報告、町内火災発生状況、交通事故発生状況、防災出前講習状況等、水防関連、また、新型コロナウイルス感染症対策の報告がありました。

次に、企画政策課より、中讃広域行政組合企画協議会、定住自立圏形成の事業報告、出資法人関係等では、財団法人ことなみ振興公社、有限会社仲南振興公社の令和2年度第1四半期（4月から6月）実績報告があり、新型コロナウイルスの影響で来客、売上げが減少し、特に仲南振興公社においては経営が逼迫し、資金繰りが厳しい状況であるとのことでした。

コミュニティー、自治会関係では、コロナの影響等により町政懇談会、連合自治会研修会は中止、交通対策関係で、あいあいタクシー、福祉タクシーの利用状況報告、情報政策、人権啓発、男女共同参画推進関係の事業報告がありました。

委員より、仲南振興公社の場合、3月期で債務超過に陥っていたということであれば、

もう少し早い段階で報告ができなかったのか。また、担当課から現場へうまく指導ができていたのか。今年1年で2,500万円の赤字が出る試算だが、収入の見込みも含め妥当な水準なのか。また、今後の施設運営そのものの議論をどういう形でし、方向性を見出していくのかとの質疑があり、施行部より、3月期で73万円程度の債務超過が出ている。6月の所管事務のときには資料の提出が前日であったため、十分な把握ができていなかった。金額的に今後の売上げで回復できる数字だと見込んでいた。この時点でコロナ禍により収益がどこまで落ちるかの分析はできていなかった。その後、公社より資金繰りが厳しい。急遽、資金が必要との相談を受けた。持続化給付金等も受入れ済みであり、それらを含めても見込みで2,500万円くらいの資金不足が発生する。今後どうするかの議論は早急に検討し、結論を出さなければならないと考えているとの答弁がありました。

委員より、産直に野菜等の商品が少ない原因は何かとの質疑があり、執行部より、農産物の商品が充実していない原因として、生産者の高齢化により出品が思うようにできていないとは聞いている。今後は生産者の声も丁寧に拾って、公社の運営自体も含め検討したいと思うとの答弁がありました。

委員より、いろいろ補助金を申請したとのことだが、セーフティーネットは申請してどうなったのかとの質疑があり、執行部より、書類の審査があるため、金融機関を通じ保証協会へ提出しているが、中小企業等からたくさんの申請があるため審査に時間がかかるということで、現時点では回答をもらっていないとの答弁がありました。

委員より、町内にホテルがないので、道の駅に町産材を使った木造のホテルを建ててはどうかとの意見がありました。

次に、税務課より、令和2年度の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の調定額、また、町民税の滞納繰越残高の推移状況について報告がありました。

委員より、滞納繰越残高がピーク時の3分の1程度まで下がってきている。今後も引き続き頑張っていたきたいとの意見がありました。

執行部より、現在残っている滞納分は様々な事情があり滞納整理が難しいが、今後も根気強く徴収に力を入れていきたいとの答弁がありました。

次に、会計室より、令和元年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算について報告がありました。

次に、琴南支所より、事業報告、琴南農改センター、琴南総合センターの利用実績、窓口受付件数について報告がありました。

委員より、琴南総合センター新築に伴う造成費はどれぐらいかとの質疑があり、執行部より、造成工事の費用で第1期工事では取壊し等を含め約6,200万円、第2期、第3期工事では約1億円であるとの答弁がありました。

次に、仲南支所より、事業報告、町マイクロバス運行実績の報告がありました。また、仲南地区町民バレーボール大会と忠八祭りの実施については、関係者と協議した結果、コロナ感染予防対策が十分取れないことから中止となった。二宮忠八飛行神社大祭は規模を

縮小し、参列者数人で神事のみ実施するとの報告がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後２時５分に委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第８ 報告第１号 平成３０年度まんのう町一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告について

○大西樹議長 日程第８、報告第１号 平成３０年度まんのう町一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告についての件を議題とします。

提出者に報告内容の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、報告第１号の平成３０年度まんのう町一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告について御説明申し上げます。

平成３０年度まんのう町一般会計の歳入歳出決算不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法第２３３条第７項に基づき報告するものでございます。

まず、不認定となった日は昨年９月２５日、９月定例議会最終日でございます。

不認定となった経緯につきましては、元職員による財政調整基金などからの不正な公金流用を受けて、不適切な基金管理が明らかになったことから、平成３０年度における基金管理体制の不信感を抱かせることになり、結果として決算の不認定となりました。

この結果を踏まえて講じた措置の内容は、公金不正流用事案について調査、検証を行うとともに、不適切な事務執行に対する再発防止策など、次の措置を講じたものが、お手元にお配りしてあります１ページからでございます。

まず、（１）として、三和会計事務所による調査・検証を行いました。目的は、今回の不正公金流用事案の発覚に伴い、令和元年４月２３日以降、関係各位が行った調査により判明、確定した不正流用金額の正確性を検証すること。また、本事案を契機として、今後同様の不正流用を生じさせないための具体的かつ実務的な方策をまんのう町に提示することであります。

今後の対応策の検討といたしましては、まず、出納室における職務分掌を明確にし、従前の実務慣行のように一人の者のみで財産管理が完結することがないような体制を構築するというので、通帳管理者と印鑑管理者を同一の者にしないなど、四つの項目について三和会計事務所より提案がありました。

さらに、監査委員、監査事務局においては、２、３ページに記載しておりますように、

例月出納検査において残高の照合作業を徹底するなど、五つの項目について提案がありました。

次に、3 ページ中段にあります公金横領事件検証報告書を作成いたしました。これは元職員に対する裁判が終了したことを受け、改めて事件の究明と公金の管理体制等についての調査結果、改善方法などをまとめたものであります。

まず、公金横領事件の検証について、事件の原因としては公金管理体制の不備、法令遵守意識、公務員倫理の劣化、公金意識の希薄さ、各職階で発揮されるべきチェック機能が十分に働かなかったことが事態を深刻化、複雑化させたものであると認識しております。

次に、4 ページに記載しております再発防止策につきまして、今回の事件の直接的な原因は、元会計室長の公金や公印を扱う公務員としての倫理意識の欠如にあります。しかし、預貯金通帳と届出印鑑を会計室長が一人で保管し、不正な出金に対する事前事後のチェック機能が存在しなかったことが、多数回にわたる不正流用を可能とする土壌となっていました。

こうした事案が二度と起こらないように、公金横領事件検証報告書でも記載のとおり、公金を不正に引き出させないために、会計室では、4 ページから5 ページに記載しております内部牽制機能の強化、通帳管理体制の強化、基金残高の監視強化、安全対策の強化など、改善策を実施してまいりました。

次に、5 ページの中段にあります監査事務局では、事件発覚後の監査体制の強化としまして、次の五つのことに取り組んでまいりました。例月監査における基金残高証明書の提示の義務化と残高確認の徹底、監査において、基金における積立て及び取崩しの処理が適正に行われているかを審査。監査委員の研修の機会を設け、専門性の向上を図る。町村監査委員会全国研修会などに参加をする。会計事務精通者1名を臨時的に雇用し、監査体制の充実・強化を図る。5番、町長部局とのさらなる連携強化であります。

また、組織としての取組について、6 ページ下段から8 ページに記載しております。事務執行についての改善、2番、職員の意識改革、7 ページにあります。3番、コンプライアンス順守、4番、行政組織、システムの改革、8 ページにあります。5番、業務上のリスクと対応について、それぞれしっかりと取り組みます。

次に、8 ページにあります業務上のリスクと対応を取りまとめました。これは、職員による公金の横領事件が発生し、信用を失墜する不祥事となりました。この不祥事を忘れず風化させないため、また、今後不祥事等の発生を防止するためには、不祥事やミスの真の原因がどこにあるのか徹底して究明する必要があります。そのような事態に至った組織としての課題をこれら不祥事から学び、将来に生かそうと考えるために作成いたしました。8 ページから10 ページにかけて項目を列挙しております。

最後に、10 ページにありますまんのう町職員の倫理の保持に関する規程を令和2年6月1日訓令第8号として策定いたしました。この規程は、職員が町民全体の奉仕者であって、その職務は町民から負託された公務であることに鑑み、職員の倫理の保持に資するた

め必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招く行為の防止を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保することを目的とするものでございます。

以上、報告第1号、平成30年度まんのう町一般会計歳入歳出決算不認定を踏まえ、必要な措置を講じたことについて、地方自治法第233条第7項に基づいた報告とさせていただきます。

なお、報告第2号 令和元年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、例年、報告書の提出をもって報告とさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 それでは、質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、竹林君。

○竹林昌秀議員 町長、再発防止策、誠に見事に的確に推進していただきました。やっぱり外部監査をお願いしたの、いいですね。町が調べたのと照合しましたよね。それから県に相談に行ったり、総務省の地方自治法の改正に関する内部統制やコンプライアンス、法令遵守、それから新監査基準とか、それをよくよく点検していただいて、そのとおりにやっていただいたと思っています。事務方がよくこの暑いコロナ肺炎騒ぎの折に対応していただいたものと、やっぱり御苦勞をねぎらいたいですね。

内部統制なんかは市レベルでやるべきで、町はしばらくしないでもいいぐらいのところですが、我が町、いろいろ不祥事が続きましたから、よそに先駆けて非常に高い管理水準になったんだろうと思います。担当した職員はいろいろ調査研究しましたから、どの町や市よりもレベル高くなってるんじゃないかと思いますね。

ただ、一挙にこれが実現するものではない。監査の基準や運用のルールをつくりましたが、これが全職員に浸透させないやいかんですよ。それから我々議会もそれに関心を持って、こうした管理的なことは執行部任せだったんですけども、やっぱり時折報告を求める質問もせないかんのだなと。我々も勉強せんだらいかんのだなと思いました。

やっぱり、これ、ちゃんとやってくれたことは町長の功績としてお礼申し上げ、評価したいと思います。町民に対しては、再発防止の対策を町は的確に取ったんだということはこの本会議の場を借りてお伝えしたいなと思っております。皆様、御苦勞さまでした。あとは着実に年々積み上げていきたいですね。

私からのお願いとしては、資金管理運営委員会開いた実績を町政報告に3か月ごとに載せていただいたら足りるのかなということでもあります。次の段階に町行政の管理レベルは行くものと確信申し上げます。皆さん、誠にありがとうございました。

○大西樹議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑を終了します。これをもって、本件は報告済みといたします。

定について、以上、認定7件の概要説明を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算額が116億4,013万6,560円、歳出決算額が111億8,024万875円となったことから、歳入歳出差引残額は4億5,989万5,685円で、翌年度へ繰り越すべき財源の7,881万2,000円を差し引いた翌年度への繰越額は3億8,108万3,685円でございます。このうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金はございません。

また、一般会計における年度末地方債残高は124億3,725万8,000円で、前年度比2,683万7,000円の減となっております。理由といたしましては、平成30年度の元利償還額14億971万8,000円に対し、令和元年度が5,509万円増の14億6,480万8,000円と、元利償還額が増加したことなどによるものでございます。

特別会計におきましては、起債の償還終了及び地方債発行額の減少により、地方債残高は前年度に比べて1億1,138万円の減となっております。

認定第1号から認定第7号までは、地方自治法第233条の3の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。

なお、地方自治法第233条の5の規定により、主要施策の成果報告書を併せて提出しておりますので、お目通しをお願いいたします。

要点説明につきましては、会計管理者より説明を行わせますので、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 会計管理者、黒木正人君。

○黒木会計管理者 それでは、決算書のほうを御用意ください。

ただいま上程されました認定第1号から第7号のうち、町長から御説明を申し上げました一般会計を除いた特別会計につきまして、決算額を読み上げ報告とさせていただきます。

それでは、決算書の207ページをお開きください。

認定第2号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算のうち、事業勘定について御報告いたします。

歳入決算額22億2,009万5,862円に対しまして、歳出決算額20億5,373万6,181円となり、歳入歳出差引残額は1億6,635万9,681円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度へ繰越額は1億6,635万9,681円でございます。決算額の対前年度比は歳入が約3.2%の減、歳出が約4%の減となっております。

次に、249ページをお開きください。

令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計、直営診療施設勘定のうち、歯科の歳入歳出決算でございます。歳入決算額407万2,067円に対しまして、歳出決算額は同額の407万2,067円となり、歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。よって、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度へ繰越額ともにゼロ円でございます。決算額の対前年度

比は、歳入歳出ともに約１％の減となっております。

次に、２６３ページをお開きください。

令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計、直営診療施設勘定のうち、内科の歳入歳出決算でございます。歳入決算額５，７６６万９，３９９円に対しまして、歳出決算額は同額の５，７６６万９，３９９円となり、歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。よって、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度へ繰越額ともにゼロ円でございます。決算額の対前年度比は、歳入歳出ともに約１４．７％の減となっております。また、国民健康保険特別会計全体の決算額の対前年度比は、歳入が約３．５％の減、歳出が約４．３％の減となっております。

次に、２８５ページをお開きください。

認定第３号 令和元年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額２億８，３１１万９，８４７円に対しまして、歳出決算額２億７，３７８万９，０３７円となり、歳入歳出差引残額は９３３万８１０円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度へ繰越額は９３３万８１０円でございます。決算額の対前年度比は、歳入が約４．１％の増、歳出が約４．６％の増となっております。

３０７ページをお開きください。

認定第４号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額２６億２，７４５万７，６３６円に対しまして、歳出決算額２６億２，３２３万３，４９０円となり、歳入歳出差引残額は４２２万４，１４６円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度へ繰越額は４２２万４，１４６円でございます。決算額の対前年度比は、歳入が約３．６％の増、歳出は約４．４％の増となっております。

次に、３６１ページをお開きください。

認定第５号 令和元年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額１億８，８７３万９５３円に対しまして、歳出決算額１億８，８４７万３，１９８円となり、歳入歳出差引残額は２５万７，７５５円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度へ繰越額は２５万７，７５５円でございます。決算額の対前年度比は、歳入が約６．９％の減、歳出が約５．７％の減となっております。

次に、３８５ページをお開きください。

認定第６号 令和元年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額３，３４２万１，１８５円に対しまして、歳出決算額３，２１７万３，６２７円となり、歳入歳出差引残額は１２４万７，５５８円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度へ繰越額は１２４万７，５５８円でございます。決算額の対前年度比は、歳入が約０．９％の増、歳出が約１．５％の増となっております。

４０５ページをお開きください。

認定第７号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算ござい

ます。

歳入決算額 4, 139 万 5, 727 円に對しまして、歳出決算額は同額の 4, 139 万 5, 727 円となり、歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。よって、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度へ繰越額ともにゼロ円でございます。決算額の対前年度比は、歳入歳出ともに約 7. 2 % の減となっております。

419 ページからは財産に関する調書でございます。

なお、執行内容の詳細につきましては、付託予定であります常任委員会におきまして、各担当課長より御説明申し上げます。

以上、御審議いただき、御認定のほどよろしくお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

質疑に入る前に、監査委員が議場におられますので、審査の報告を願います。

田岡秀俊監査委員。

○田岡秀俊監査委員 それでは、私のほうより決算審査の報告を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された、令和元年度まんのう町一般会計歳入歳出決算及び令和元年度各特別会計歳入歳出決算を審査いたしました。

審査期間は定期監査等の監査を含め、7 月 15 日から 8 月 28 日までとし、町役場第 2 委員会室ほかにおいて、新名代表監査委員と私で審査を行いました。

決算審査の方法は、主要施策の成果に関する報告書、各会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書等の関係諸帳簿等により照合審査を行うとともに、各課に説明を求め、計数の正確性及び予算執行の適否などを重点に審査をいたしました。

審査の結果は、歳入歳出決算及び書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、決算の計数につきましても、関係諸帳簿と照合した結果、正確であることを認めました。

これら各会計の執行状況及び監査意見等の詳細については結果報告書として取りまとめ、議会に報告したものがタブレットに入れていますので、お目通しいただきたいと思います。

監査委員の総括意見としては、堅実な財政運用と行財政改革により安定した自治体経営ができていると言えるが、今後とも、各会計において歳入予算と歳出予算との相互関連性を常に考慮し、本町の将来像を示す第 2 次まんのう町総合計画の具現化と本町の適正な財政規模を勘案しながら創意工夫を凝らし、一層の住民サービスの向上と事業の実施に努められたい。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い全国的に経済活動が低迷する中、本町の自主財源の確保も厳しくなることが容易に予想できることから、住民福祉の確保を図り、この難局を乗り越えるために的確で計画的な政策展開をされたいとしております。

また、決算審査に併せて地方自治法第 241 条第 5 項に基づく基金運用状況審査と地方自治法第 199 条第 4 項に基づく定期監査、同条第 2 項に基づく行政監査、地方公共団体

の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定による健全化判断比率及び資金不足比率審査を行っております。これらの各監査及び審査についても、監査委員の意見や指摘事項等を各課に伝え、改善を求めるとともに、結果報告書として取りまとめ、議会に提出を行っております。

また、例月出納検査におきましても、各支出のチェックはもとより、基金の一部不正流用等の犯罪が二度と行われないように、毎月、基金通帳と残高証明等の証拠書類等により厳格な監査を行っているところであります。

決算審査の報告以外のことも申し上げましたが、新しくつくられた監査基準に基づき、的確に必要な監査を今後とも行ってまいりたいと考えているところでありますので、よろしくお願いいたします。

以上で、監査報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、審査報告を終わります。

これより、認定第1号から認定第7号までの7案件に対する質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありますか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長、監査委員さん、誠に御苦労さまでした。監査委員さんが決算審査の内容を本会議で説明されるという一大改革が成し遂げられたわけであります。町長と議会と監査委員とが三者で町政の公正さや効率を審査する体制が機能し始めたんだろうと思います。それを支えた事務方に心よりお礼申し上げたいし、町長はそれをする体制をつくり上げられましたね。的確な対応を取れば、少々不祥事があっても、その責任の問題は軽減されますよね。順調にいったるんだということ。

ただ一点、ちょっと町長に問うておきたい。一般会計において、歳出歳入、基金の移動や地方債、あるいは債務負担行為とかで議会に説明できないこと、住民に明らかにできないこと、説明責任を果たせないことが含まれているのかどうか、これのみちょっと伺っておきたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えします。

そういうことはないと確信いたしております。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 寄附の扱いであります。お金の出どころ、出し先、それを明らかにしない歳出歳入を我々議会が認めていいんかという問題であります。全員協議会で町長は内々にするつもりはなく、説明されて意見を聞きました。的確な対応であります。私もちょっとうかつにその場は過ぎてしまったわけですね。問題意識を持たなかったんですけど、よくよく考えると、歳出歳入を明らかにできない、寄附者の名前を明らかにできないというのは、今後あってはならない。かつては厳格にやっておりましたが、今は寄附を

受け入れる潮流になってきましたから、寄附者の名前を明らかにしないでも寄附を受け入れられる特例ルールを我々が設ければいいのか、ある基準にのっとってやったらということであれば、認めていいのかと思います。それをやるのであれば決算認定しやすいんですけども、私はそれ責任を問うとか問題視するだけじゃなくて、次のレベルの寄附を円滑にする展開に持ち込めないかということでもあります。現時点での町長の見解を伺い、それから議長や総務常任委員長がこの問題をどう取り扱われるのか、この9月議会で何らかの合意ができれば、本町の行政への信頼性がより高まるのではないかとということでもあります。町長、簡単にこれについて検討していただければありがたい。私一人の意見を押しつけるつもりもなく、寄附者の意向を尊重する姿勢は大事であります。町長の御答弁を願います。

○大西樹議長　町長、栗田隆義君。

○栗田町長　竹林議員さんの質問にお答えをいたします。

その件につきましては十分検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長　5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員　私も簡単に考えてたんですけども、行政法の専門家とか政府の人とかちょっと意見聞くと、それ重大なことと。議会が審査し、評価点検する機能を放棄するに等しいやないかと、そういうこととあります。十分説明責任を果たし、監査意見の尊重を聞き、議会が町長の執行を審査するという三者牽制の体制が地方自治法の根幹でして、これを機能させていくことを議場の皆様全員にお願いして、事務方の皆さんには、そういうことを、もらえるお金だからといって簡単に受け入れていいんじゃないと。町長を守るような補佐をお願いしておいて、私の発言を終えたいと思います。皆様、よろしくお願いいたします。皆で検討しましょう。監査委員さんの御意見も承りましょう。以上であります。

○大西樹議長　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長　質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております認定第1号は、総務常任委員会に付託いたします。認定第2号、第3号、第4号、第7号の4案件は、教育民生常任委員会に付託します。認定第5号、第6号の2案件は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第16　議案第1号　まんのう町地域木材利用促進条例の一部改正について

○大西樹議長　日程第16、議案第1号　まんのう町地域木材利用促進条例の一部改正についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　ただいま上程されました、議案第1号　まんのう町地域木材利用促進条

例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本条例の改正は、「まんのう町内の森林から生産かつ加工された木材の使用」と規定しておりますが、町内での加工が減っており、建築業者の取引する製材業者は町外の業者が大半であることから、「加工」を削除するものでございます。

また、交付の対象者に係る町税の滞納については、他の条例と合わすよう改正するものとし、詳細につきましては規則にて規定を行うものでございます。

ほかにつきましては、字句の修正であります。

最後に、附則での効力期限を５年延長し、令和８年３月３１日までとするものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第１号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

ここで、休憩に入りたいと思います。議場の時計で１時半からお願いします。

休憩 午前 １ 時 ４ ６ 分

再開 午後 １ 時 ３ ０ 分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開します。

日程第 １ ７ 議案第 ２ 号 まんのう町手数料条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第 １ ７、議案第 ２ 号 まんのう町手数料条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 ２ 号 まんのう町手数料条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

昨年５月に公布されました「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」により、マイナンバーを通知する通知カードが令和２年５月２５日をもって廃止となりました。

このことに伴い、新旧対照表に記載のとおり、同条例第２条の別表中「通知カードの再交付１件につき５００円」の文言を削除するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第2号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第3号 まんのう町農業集落排水処理施設条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第18、議案第3号 まんのう町農業集落排水処理施設条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第3号 まんのう町農業集落排水処理施設条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

本特別会計では、集会場等の営業の用に供さず、日常生活を営んでいない建物については使用料を免除しておりますが、今回、企業会計導入に伴う会計見直しに併せて、使用料免除を条例で明確に規定するものでございます。

議案の表中、左に改正後、右に改正前の一部変更箇所を抜き出して表示してございますので、御確認ください。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第3号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第4号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第19、議案第4号 まんのう町公共下水道条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第4号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

令和2年4月1日より、まんのう町の公共下水道使用料の徴収事務を香川県広域水道企業団へ委託していますが、今回、企業会計導入に伴う会計見直しに併せて、条例内でも使

用料の徴収委託を明記するよう改正を行うものでございます。

議案の表中、左に改正後、右に改正前の一部変更箇所を抜き出して表示してございますので、御確認ください。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第４号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第２０ 議案第５号 新町建設計画の一部変更について

○大西樹議長 日程第２０、議案第５号 新町建設計画の一部変更についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第５号の新町建設計画の一部変更について、その提案理由を申し上げます。

本町におきましては、新町建設計画（以下「計画」という。）の財政計画を平成１８年度から平成２７年度までの１０か年として作成しておりましたが、平成２７年に「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、被災地市町村以外の団体については、合併特例債の適用が「合併年度及びそれに続く１０か年度」から「合併年度及びそれに続く１５か年度」と改められたことから、平成１８年度から平成３２年度までの１５か年として変更をかけました。

合併後、計画に基づき町の一体性の速やかな確立、均衡ある発展、公共的施設の統合等に資する事業について、合併特例債を有効に活用し実施し、まちづくりを進めてきました。主に情報基盤整備事業による告知端末機器導入や光ファイバー網の整備、小中学校耐震事業、満濃中学校施設整備事業、仲南幼稚園保育所統合整備事業などを実施してきました。

しかしながら、庁舎等の大規模改修や道路の整備等、依然としてまちづくりに必要不可欠な施策が多く、早急に取り組まなければなりません。長引く景気低迷による税収入の減少や合併算定替えによる交付税の通減を考慮すると、合併特例債を活用しなければ完了させることは不可能な状況となっております。

このため、「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、被災地市町村以外の団体については、合併特例債の適用が「合併年度及びそれに続く１５か年度」から「合併年度及びそれに続く２０か年度」と改められたことから、財政計画の期間を令和７年度まで５年間さらに延伸することによって、

合併特例債を活用して計画の目的を達成するため、計画の一部を変更するものでございます。

当該計画を変更するに当たり、市町村合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有することとされる同法第5条第7項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第5号の新町建設計画の一部変更について御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 新町建設計画の5年の延長、基本的に賛成申し上げるわけですが、要は地方交付税の特例措置はもうこれで終わるんですけども、合併特例債はもう5年延長できるというのが骨格ですね。合併特例債の本町の調達枠は100億円ちょっとで、60億9,000万円ぐらい既に使っておるんですね。残りが4割残っておって、41億円ぐらい使える枠が残つとということであります。金ばっかり借りてどうするんやという話ですけども、元利償還金の7割補填ですから、記載の減額は金額目につきますが、地方交付税の裏補填があつて、本当に本町の負担は軽い。実質公債費比率が7.9%に今度なったということですけども、まだまだ合併した当時が15.7ぐらいだったですから、合併した当時の半分ぐらいで軽いわけですね。積極的に町長は公共インフラ整備進められましたが、その路線を継続されるようお願いしておきたい。これが第一点になります。

もう一つ、この新町建設計画に歳入歳出の見積りはあるんですけど、基金残高と地方債残高の見通しをつけといてくれたらさらにええですね。財政係は中長期の実質公債費比率の予測とか出してますから、出せるんじゃないかと思えますけれども、歳入と歳出と。

○大西樹議長 発言の途中でございますが、竹林議員。

○竹林昌秀議員 基金と地方債残高。

○大西樹議長 竹林議員。

○竹林昌秀議員 この四つを見れば分かるわけですから、そのような地方債計画にしてくださいをお願いしたい。

○大西樹議長 竹林議員。

○竹林昌秀議員 町長、いかがお考えですか。

○大西樹議長 竹林議員、聞こえませんでしたか、今。

○竹林昌秀議員 いや、聞こえてますけれども、質問の根拠を説明したわけですから、御容赦願いたいと思います。私が常任委員会に。

○大西樹議長 個人的な見解を述べる場ではありませんので、よろしくお願いします。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第6号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて

○大西樹議長 日程第21、議案第6号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第6号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

契約後9年を経過したまんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業は、維持管理運営業務に移行して8年目に入っております。この事業は官民連携事業という特殊なものであるため、その実施内容につきましては、私は第三者による監視が必要であると考え、事業を開始した平成23年度から個別外部監査を実施してまいりました。

昨年度までの監査におきましては、本町のモニタリング状況及び過去に指摘された事項の改善状況を監査対象として、昨年度の監査では、これらに加えSPCの財務状況の確認を監査対象といたし、個別外部監査を実施いたしました。

監査の結果、これまでに指摘された事項の改善状況に関しましては、おおむね改善したものとの報告を受けており、SPCの財務状況につきましては、特段問題はないとの報告を受けております。

本町のモニタリング状況に関しては、個別外部監査を実施しました平成23年度より一貫して特段問題となる事項はないと報告を受けております。

このようなことから、本年度の監査では、過去の監査において指摘された事項の改善状況とSPCの財務状況についての2点を監査対象とした個別外部監査を実施したいと考えており、去る7月20日に、本町監査委員に対し、個別外部監査にて監査を実施することを求め、7月21日付で個別外部監査が相当であるとの回答をいただいております。

このことから、本日、地方自治法第252条の41第4項により準用される同法第252条の39第4項の規定により、官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査を実施することについて、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条題3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。
これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。
これより、議案第6号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについてを採決します。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第7号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について

○大西樹議長 日程第22、議案第7号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第7号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本町が実施しておりますまんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業は、25年間の長期契約により実施する事業であり、多くの業務があり、それぞれ専門的な理解を深めなければ監査の実施が難しいことから、昨年度に引き続き、本町が適切に監査を行える監査人であると認めた、高松市藤塚町一丁目10番30号、三和会計事務所に所属の税理士、米田守宏氏と来年3月末まで110万円にて個別外部監査契約を締結しようとするものでございます。

なお、このことにつきましては、去る8月28日付で本町監査委員より妥当であるとの意見をいただいております。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第7号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結についてを採決します。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第8号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号

○大西樹議長 日程第23、議案第8号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第8号の令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号について、その提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億7,296万7,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億3,274万2,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、5ページの第2表を御覧ください。

これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について、追加及び変更分を記載しております。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

第12款分担金及び負担金の増額は、第1目農林水産業費分担金において、県営中山間

地域総合整備事業分担金１２０万円及び農地農業用施設災害復旧費分担金１６２万５，０００円、合わせて２８２万５，０００円の増額でございます。

１２ページをお開きください。

第１４款国庫支出金３億７，１７３万３，０００円の増額は、第２項国庫補助金、第１目総務費国庫補助金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として３億７，０１９万８，０００円、第５目教育費で、コロナウイルス対応の学校保健特別対策事業費補助金１５０万９，０００円など、合わせて１５３万５，０００円を増額計上しております。

１３ページを御覧ください。

第１５款県支出金は８９２万円の増額であります。これは、第１目総務費県補助金において、空き家修繕県補助金など２０９万円の増額、第４目農林水産業費において、地域を支える集落営農加速化事業補助金２２６万円を増額、第５目商工費において、企業立地用地確保事業費補助金を２００万円追加計上し、第６目土木費において、民間危険ブロック塀等撤去補助金を３２万円増額し、第９目災害復旧費においては、現年度農地農業用施設災害復旧費補助金２２５万円を増額計上いたしております。

１４ページをお開きください。

第１６款財産収入は３４０万円の増額です。これは、財政調整基金、土地開発基金、地域振興基金の運用利子をそれぞれ増額し、予算組替えにより子ども未来夢基金の運用利子を１４０万円減額しております。

１５ページを御覧ください。

第１７款寄附金は１，２５０万円の増額です。これは、香川県中部広域競艇事業組合よりコロナ対策関連寄附金として寄附されたものでございます。

１６ページをお開きください。

第１８款繰入金は８，２９６万８，０００円の増額です。これは、第１目財政調整基金繰入金をコロナ対策関連事業に充当するべく５，３４６万８，０００円、第８目仲南地区特定施設に関する基金繰入金を２，５００万円、第１２目子ども未来夢基金を財源振替のため４５０万円それぞれ増額計上いたしております。

１７ページを御覧ください。

第１９款繰越金８，４２２万１，０００円の増額は、前年度繰越金であります。

１８ページをお開きください。

第２１款町債は２億６４０万円の増額でございます。これは、第１目総務債において、琴南支所周辺整備事業債を６２０万円増額し、第４目農林水産業債において、農地関連公共事業等債を１，１３０万円増額、第７目消防債において、小学校体育館空調整備事業に係る指定避難所環境整備事業債を１億８，９００万円追加計上し、消防屯所整備事業債を１０万円減額するものでございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

19 ページを御覧ください。

第1款議会費においては327万3,000円の減額です。これは、議員県外視察研修の特別旅費350万円をコロナ対策関連予算に充当するため減額とし、コロナ感染症予防のため議場などに空気清浄機を設置するため、機器使用料として22万7,000円を増額計上しております。

20 ページをお開きください。

第2款総務費は4,462万円の増額でございます。これは、第1項総務管理費、第5目の財産管理費において、修繕料を308万円、草刈作業委託料を132万円増額、第6目企画管理費において、仲南振興公社経営安定化補助金を2,500万円、空き家修繕補助を448万円増額するなど、合わせて3,039万3,000円増額、第7目自治振興費では、コロナ関連補助として、ことでんに対する新しい生活様式対応利用促進補助金を6万2,000円増額、第11目かりんの里づくり事業費の修繕料を140万円増額、第16目町民会館費の手数料、備品購入費のほか、琴南総合センター新築工事費を660万円増額、第21目地方創生推進事業費においては、業務委託料を100万円増額し、第3項戸籍住民登録費においては、修繕料、役務費のほか、コロナ対策関連として窓口自動発券機48万円を増額計上いたしております。

21 ページを御覧ください。

第3款民生費は1億2,460万円の増額です。これは、全て第2次のコロナ対策臨時交付金事業として、第1項第3目障害福祉費においては、心身障害者の方に一人2万円を支給する心身障害者福祉年金特別給付金事業を2,550万円、第2項第1目児童福祉総務費においては、4月28日以降に生まれた子供に一人10万円を支給する出産祝い臨時給付金を1,110万円、第3目児童措置費においては、18歳までの子供に一人当たり3万円を支給する子育て応援給付金事業費を8,800万円新規にそれぞれ計上いたしております。

22 ページをお開きください。

第4款衛生費は1,340万6,000円の増額です。これは、第1項第1目保健衛生総務費において、コロナ関連予算として特定健診自己負担金給付費を90万円追加計上し、第2目予防費においては、予防接種業務委託料を174万円増額、第3項上水道費におきましては、香川県広域水道企業団負担金を1,076万6,000円増額補正しております。

23 ページを御覧ください。

第6款農林水産業費は1,899万3,000円の増額です。これは、第1項第2目農業総務費において、報酬及び共済費合わせて55万3,000円を増額、第3目農業振興費においては、地域を支える集落営農加速化補助金を340万円、第5目農地費においては、県営等事業負担金を合わせて1,404万円、第6目農村環境改善センター費においては、満濃農改センター大規模改修基本設計委託料を100万円、それぞれ増額補正して

おります。

なお、第2項第1目林業総務費は、財産収入から繰入金への特定財源の振替を行っており、歳出補正額はありません。

24ページをお開きください。

第7款商工費は、第1項第1目商工総務費において、第2次のコロナ対策臨時交付金事業として20%以上売上げが減少している事業者等に30万円の給付金を支給する町独自の持続化給付金支給事業費を1億2,155万円新規計上しており、その他、休業要請等協力金を80万円、企業誘致推進事業として業務委託料を400万円、それぞれ増額補正しております。

25ページを御覧ください。

第8款土木費は2,747万6,000円の増額でございます。これは、第2項第2目道路橋梁維持費において、報酬から工事請負費まで維持補修事業費を合わせて2,619万6,000円増額し、第5項第2目住環境整備費においては、民間危険ブロック塀等撤去補助金を128万円増額補正するものでございます。

26ページをお開きください。

第9款消防費は3億5,197万7,000円の増額です。これは、第1項第2目非常備消防費において、消耗品を105万4,000円増額し、第3目防災対策費においては、第2次のコロナ対策臨時交付金事業として避難所に簡易ベッドや間仕切りを備蓄する防災活動支援事業に合わせて572万円、小学校6校の体育館に空調を整備する指定避難所環境整備事業として委託料、工事費など合わせて3億4,100万円を新規計上しており、第4目消防施設費においては、消防防災施設整備事業費を合わせて8万円減額補正しております。

27ページを御覧ください。

第10款教育費は2,286万8,000円の増額です。これは、第1項第2目事務局費において、第2次のコロナ対策臨時交付金事業としてオンライン授業実現のための整備費249万8,000円、町以外の奨学金を受給している大学生に一人につき5万円を支給する奨学生生活援助金を750万円、小学生の修学旅行、遠足など、新型コロナウイルス対策関連補助事業として合わせて1,349万円を増額計上いたしております。第2項小学校費第1目学校管理費では、主に新型コロナウイルス対策関連補助事業として各小学校に消耗費122万2,000円、庁用器具費に30万円、その他、報酬に38万円、修繕料に250万円増額計上いたしており、第2目の教育振興費では、国庫補助を伴う備品購入費を6万5,000円増額計上いたしております。第3項中学校費、第1目学校管理費においては、これも新型コロナウイルス対策関連補助事業として消耗品を235万3,000円追加計上しているほか、報酬を6万円増額いたしております。

28ページをお開きください。

第11款災害復旧費は、農地農業用施設災害復旧費として需用費、委託料、工事請負費

合わせて５５５万円を増額補正しております。

２９ページを御覧ください。

第１３款諸支出金は４，０４０万円の増額です。第１目では財政調整基金の積立金を３，４５０万円増額補正しております。内訳といたしましては、昨年度末、住民から寄附された繰越金に含まれております２，０００万円、歳入補正をしております競艇事業組合からのコロナ関連寄附１，２５０万円及び通常の運用益２００万円でございます。第７目土地開発基金３０万円、第１６目子ども未来夢基金３１０万円、第１７目地域振興基金２５０万円の増額は、それぞれ運用益の増加に伴う補正でございます。

なお、３０ページに地方債の現在高等に関する調書を添付しておりますので、お目通しのほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、議案第８号 令和２年度まんのう町一般会計補正予算（案）第３号につきまして御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第８号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第２４ 議案第９号 令和２年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第２号

○大西樹議長 日程第２４、議案第９号 令和２年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第２号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。 （三好郁雄議員退席 午後２時０８分）

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第９号の令和２年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第２号について、その提案理由を申し上げます。

３３ページをお開きください。

第１条、直営診療施設勘定内科の予算額に歳入歳出それぞれ２５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，５８５万円とするものでございます。

本補正予算案は、新型コロナウイルス感染症対策に関し、香川県から役割を設定された医療機関等及びその他病院、診療所に勤務する医療従事者や職員等に対し慰労金が給付されるための予算でございます。これは国の第２次補正予算として成立しました医療従事者等への慰労金交付事業であり、内科診療所はその他病院、診療所に該当し、医師、看護師及び事務職員に対し各５万円が給付されることとなります。

それでは、補正予算事項別明細書により補正に関するものを御説明申し上げます。

４１ページをお開きください。

歳入では、慰労金の受入れとして、第３款国庫支出金に新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金２５万円を新規計上しております。

４２ページをお開き下さい。 （三好郁雄議員入室 午後２時１０分）

これに対する歳出といたしまして、受入れした慰労金を該当者へ給付するため、第１款総務費、第１目一般管理費において、報償費を２５万円新規計上いたしております。内訳は、医師１名、看護師３名、医療事務１名の計５名に対して各５万円を給付するものであります。

以上、議案第９号 令和２年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第２号につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第９号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第２５ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦について

○大西樹議長 日程第２５、諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、諮問第１号 人権擁護委員候補の推薦についてを説明いたします。

次の者を人権擁護委員候補として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めます。

１人は、住所、まんのう町炭所西、氏名、曾我部照代さんです。

もう１名は、住所、まんのう町四條、安部和江さんでございます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法を根拠として、人権に関する啓発活動や相談活動等を行っており、全国の市町村を区域に設置されております。まんのう町におきましては、現在、８名の人権擁護委員が法務大臣より委嘱されておるところであります。

また、人権擁護委員の任期は３年ですが、満濃地区、曾我部照代氏が令和２年９月３０日をもって任期満了になりますことから、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、引き続き、同氏を人権擁護委員に推薦するものであります。

同氏は地域において積極的に様々な活動に参加し、地域社会で信頼されています。人権に対する理解に加え、誰からも慕われる人格や見識及び中立公正さを兼ね備えていることから、適任であると考えております。

次に、人権擁護委員の満濃地区の秀石通子氏の退任に伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、満濃地区の安部和江氏を後任者として推薦するものであります。

同氏は各種の人権啓発活動に積極的に参加し、人権擁護委員としての熱意、人権に対する理解に加え、地域社会で信頼されるに足る人格見識や中立公正さを兼ね備えていることから、適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

本案は人事案件でございますので、討論を省略して採決いたしたいと思っております。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任として答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と答申することに決定いたしました。

日程第26 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

○大西樹議長 日程第26、発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

9番、三好郁雄君。

○三好郁雄議員 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（提案理由）。

発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を、まんのう町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出者は、私、三好郁雄です。

賛成者は、川原茂行議員、川西米希子議員です。

それでは、提案理由を申し上げますが、お配りしておりますお手元の案文を読み上げて説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活の不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体は福祉、医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予測される。

よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

１、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税の一般財源の総額を確保、充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

２、地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

３、令和２年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても地方消費税を含め弾力的に対応すること。

４、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については積極的な整理、合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有効性、緊急性を厳格に判断すること。

５、特に固定資産税は市町村の極めて重要な基幹財であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋、償却資産を含め断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策にして講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

令和２年９月１５日、まんのう町議会議長。

以上、地方自治法第９９条の規定により、両院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣に提出するものです。

御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、9月16日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時21分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 9 月 1 5 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員